

第3部 公害の防止に関して講じた施策

第1章 公害防止の基本的施策

第1節 公害防止計画の策定

昭和46年9月に発足した公害防止計画プロジェクト・チームでは、公害対策基本法第19条に基づく大阪地域公害防止計画および府公害防止条例第9条に基づく府独自の公害防止計画の策定作業を進めていたが、前者については、昭和47年12月19日づけで内閣総理大臣の承認を得た。後者については、府独自の立場から環境容量の設定を骨格に、策定作業を進めている。

第1 大阪地域公害防止計画

昭和47年12月19日づけで内閣総理大臣の承認を得た本計画は、昭和46年5月25日に閣議決定された「大阪地域に係る公害防止計画策定の基本方針」に基づいて策定作業を進めてきたものであって、その概要は次のとおりである。

1 策定対象地域の範囲

策定の対象地域は、豊能郡能勢町および南河内郡千早赤阪村を除く府下全域である。

2 目標および達成期限

目標および達成期限については、表-48のとおりである。

表-48 公害防止計画の目標と達成期限

項 目	目 標 と 達 成 期 限
いおう酸化物	<p>○昭和47年度中に年平均値0.05ppmを達成する。</p> <p>○昭和49年度までに環境基準（昭和44年2月閣議決定）を達成する。</p> <p>○昭和56年度までに閾値（日平均値0.05ppm、1時間値0.1ppm）を達成する。 （昭和56年度までにいおう酸化物排出量を92,000t/年（昭和45年度）374,000t/年）にする。</p>
浮遊粒子状物質	<p>○昭和56年度までに環境基準（日平均値0.1mg/m³ 1時間値0.2mg/m³）を達成する。 （昭和56年度までに粒子状物質の排出量を12,000t/年（昭和45年度）117,000t/年）にする。</p>
一酸化炭素	<p>○昭和49年度までに住居地域内において環境基準（日平均値10ppm、8時間平均値20ppm）を達成する。</p> <p>○昭和56年度までに幹線道路に面する地域を含む府下全域で環境基準を達成する。</p>
二酸化窒素	<p>○窒素酸化物の排出量の大幅な削減に努める。</p> <p>○近く環境基準が定められた場合には、その数値を目標とする。</p>
光化学オキシダント	<p>○発生機構等の解明を急ぎ、可能な限り早期に光化学スモッグが発生しないよう努める。</p>
悪 臭	<p>○昭和56年度までに大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度にする。</p>
水 質 汚 濁	<p>○人の健康にかかる環境基準を府下の全公共用水域においてただちに達成する。</p> <p>○生活環境にかかる環境基準については、河川・海域別にそれぞれ定めた環境基準または暫定目標を所定期限内に達成する。 （昭和56年度までにBOD排出負荷量を193t/日（昭和45年度571t/日）にする。</p>
騒 音	<p>○昭和49年度までに環境基準のあてはめ地域に基づき、道路に面しない地域の環境基準を維持する。（昭和47年12月15日地域の指定を告示）</p> <p>○昭和51年度までに幹線道路を除く道路に面する地域の環境基準を達成するよう努める。</p> <p>○昭和56年度までに幹線道路に面する地域を含む府下全域において環境基準を達成するよう努める。</p>
地 盤 沈 下	<p>○昭和51年度には北摂および東大阪地域において地盤沈下を進行させない。</p> <p>○昭和56年度には泉州地域を含む府下全域において地盤沈下を進行させない。</p>
土 壌 汚 染	<p>○土壌汚染を未然に防止するため、工場、事業場等に対する取締り、規制など各種の対策を講じていく。</p>
廃 棄 物	<p>○昭和51年度府下1ヵ月38万トン、昭和56年度府下1ヵ月52万トンにのぼる一般廃棄物の収集処理を図る。</p> <p>○昭和56年度府下1ヵ月373万トンにのぼる産業廃棄物を事業者責任の原則にたちながら処理していく。</p>

3 公害防止施策

大阪地域における公害を抜本的に解消するため、基本的には人口と工場の過度の集中と土地利用の混乱を解決することが前提条件であって、これとあわせて発生源に対する規制、都市施設の整備、自然環境の保全を図っていく必要があるという方向づけを行ない、具体的には、土地利用計画および大気汚染等いわゆる典型7公害に対する対策、廃棄物対策、中小企業対策、調査研究体制の整備、監視測定体制の整備、自然環境の保護等についてそれぞれの個別施策を示した。

4 経費の概要

本計画を達成するために必要な事業の経費は、民間事業者が講ずるものと地方公共団体等が講ずるものと合せて10ヵ年間(昭和47年度～昭和56年度)に約2兆7,100億円が見込まれている。

第2 府独自の公害防止計画

本府では、公害から府民の健康を守り、府民の生活環境を保全し、大阪を快適で住みよい地域とするため、大阪地域公害防止計画を包含する計画として、府公害防止条例に基づき府独自の公害防止計画を策定することとしている。

この府独自の公害防止計画の策定にあたっては、

- (1) 策定対象地域をひろく府下全域とし、
- (2) とりあげる公害の範囲も公害対策基本法に掲げるものに限定せず、ひろく府民の生活環境に障害を及ぼす事象をもとりあげ、
- (3) 目標設定は、大阪の特性にあわせた望ましいものとし、
- (4) 目標を達成するにあたっては、環境容量(目標を設定した場合に、環境が受容しうる汚染物質の総量)を明確にする。

などの基本方針を定め、現在、公害防止計画プロジェクト・チームにおいて策定作業を進めている。

第2節 府条例および関係規則の整備

第1 府公害対策審議会条例および府水質審議会条例の改正

大阪府自治紛争調停委員の報酬及び費用弁償並びに委員の求めに応じて出頭した当事者及び関係人の実費弁償条例(昭和39年大阪府条例第15号)の一部改正により、各種審議会委員等の報酬等が引き上げられたことに伴い、府公害対策審議会委員および府水質審議会委員等の報酬等を増額するため、府公害対策審議会条例および府水質審議会条例の一部を改正し、昭和47年12月23日づけで公布した。

第2 規則等の整備

1 道路法(昭和27年法律第180号)に基づく府道の路線の認定、廃止に伴い、府公害防止条例施行規則(昭和46年大阪府規則第55号)別表第十二に規定する地下水採取量の測定義務地域の一部を変更するため、同施行規則の一部を改正し、昭和47年11月24日づけで公布した。

また、深夜における営業等の制限に関する指定道路を変更するため、同日づけで指定道路の変更を告示した。

2 汚水にかかる届出施設の追加

昭和47年9月、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)の一部が改正され、牛房施設等の特定施設が新しく追加された。これに伴い、昭和48年2月17日づけ府水質審議会の答申に基づき、家畜飼養施設にかかる牛房施設等を府公害防止条例施行規則に基づく届出施設に追加するため、同施行規則の一部を改正し、昭和48年3月30日づけで公布した。